



宮 崎 県 公 報

平成28年11月10日（木曜日） 第 2845 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課） 1		○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（障がい福祉課） 14
告 示		○保安林の指定予定の通知（8件）……………（自然環境課） 14
○県税の期限の延長の期日の指定（2件）……………（税務課） 11		○保安林の指定解除の予定の通知……………（ " ） 16
○生活保護法に基づく施術者の指定……………（福祉保健課） 11		○道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課） 16
○指定居宅サービス事業者の指定……………（長寿介護課） 12		○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課） 16
○指定居宅介護支援事業者の指定……………（ " ） 12		○臨港地区内の分区の指定の一部を改正する告示……………（港湾課） 17
○指定介護予防サービス事業者の指定……………（ " ） 12		○都市計画の変更（2件）……………（都市計画課） 17
○指定居宅サービス事業の廃止……………（ " ） 13		公 告
○指定介護予防サービス事業の廃止……………（ " ） 13		○土地改良区の役員の就退任の届出……………（農村整備課） 17
○指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい福祉課） 14		○土地改良区の役員の退任の届出（2件）……………（ " ） 18
		○県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………（ " ） 18
		○落札者等の公告……………18

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第73号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
<p style="text-align: center;">（徴収に関する文書の様式）</p> <p>第26条 徴収金の徴収について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ右欄に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>申請による換価の猶予許可通知書</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div> </td> </tr> </table> <p>（生活保護法の適用を受ける者に対する事業税及び狩猟税の減免）</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 前項の規定により、事業税又は狩猟税の免除を受けようとする者は、事業税にあっては納期限までに、狩猟税にあっては狩猟税の申告を行う際に、<u>個人事業税狩猟税免除申請書</u>（別記様式第67号）に、生活扶助を受けている者であることを証明する書類を添えて所長に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（災害による不動産取得税の減免）</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>申請による換価の猶予許可通知書</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div>	<p style="text-align: center;">（徴収に関する文書の様式）</p> <p>第26条 徴収金の徴収について、次の表の左欄に掲げる文書は、<u>回表</u>の中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ<u>回表</u>の右欄に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>申請による換価の猶予（<u>換価の猶予期間延長</u>）許可通知書</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div> </td> </tr> </table> <p>（生活保護法の適用を受ける者に対する事業税及び狩猟税の減免）</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 前項の規定により、事業税又は狩猟税の免除を受けようとする者は、事業税にあっては納期限までに、狩猟税にあっては狩猟税の申告を行う際に、<u>個人事業税（狩猟税）免除申請書</u>（別記様式第67号）に、生活扶助を受けている者であることを証明する書類を添えて所長に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（災害による不動産取得税の減免）</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>申請による換価の猶予（<u>換価の猶予期間延長</u>）許可通知書</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>申請による換価の猶予許可通知書</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>申請による換価の猶予（<u>換価の猶予期間延長</u>）許可通知書</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div>				

3 前 2 項の規定により、不動産取得税の減免を受けようとする者は、条例第23条の表第 4 号又は第 6 号に掲げる者にあつては納期限までに、同表第 5 号に掲げる者にあつては災害の止んだ日から 60 日以内に、不動産取得税減免申請書 (別記様式第 68 号) を所長に提出しなければならない。

4 [略]

(災害による自動車税及び鉦区税の減免)

第30条 [略]

2 前項の規定により、自動車税又は鉦区税の軽減を受けようとする者は、災害がやんだ日から60日以内に、自動車税、鉦区税軽減申請書 (別記様式第70号) を所長に提出しなければならない。

(滞納処分に関する文書の様式)

第43条 徴収金の滞納処分について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ右欄に定めるところによる。

[略]		
保険等に附されている財産の差押通知書	[略]	
[略]		
不動産等最高価申込者決定公告	[略]	
[略]		
担保権の引受の方法による換価申出書	[略]	
[略]		

(法人の県民税に係る更正又は決定の通知等)

第50条 所長は、法第55条第 4 項の規定によって法人の県民税に係る更正又は決定の通知をする場合においては、法人県民税・事業税更正・決定 (加算金決定) 通知書 (別記様式第 145 号) によって行わなければならない。この場合において、当該法人が県外に事務所又は事業所を有するときは、法人県民税・事業税課税標準額等通知書 (別記様式第 146 号) によって遅滞なく関係道府県知事に通知しなければならない。

2 所長は、県外に主たる事務所又は事業所を有し、かつ、県内に従たる事務所又は事業所を有する法人の県民税に係る課税標準額等について、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に照会するときは、法人県民税・事業税課税標準額等照会書 (別記様式第 146 号) によって照会しなければならない。

(営業所等設置等の届出)

第51条 [略]

2 前項の届出をした場合において当該営業所等が新たに利子割の申告納入を取り扱う営業所等となるときは、知事は特別徴収義務者番号を定めて所長を経由して特別徴収義務者番号通知書 (別記様式第 147 号の 2) により通知するものとする。ただし、当該営業所等が条例第 4 条第 3 項の規定に該当する場合にあつては、第 4 条第 3 項の通知書 によって通知するものとする。

3・4 [略]

(県民税に関する文書の様式)

第52条 県民税について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ右欄の定めるところによる。

[略]		
個人県民税徴収取扱費計算書	条例第29条	[略]

3 前 2 項の規定により、不動産取得税の減免を受けようとする者は、条例第23条の表第 4 号又は第 6 号に掲げる者にあつては納期限までに、同表第 5 号に掲げる者にあつては災害のやんだ日から 60 日以内に、不動産取得税減免申請書 (別記様式第 68 号) を所長に提出しなければならない。

4 [略]

(災害による自動車税及び鉦区税の減免)

第30条 [略]

2 前項の規定により、自動車税又は鉦区税の軽減を受けようとする者は、災害のやんだ日から60日以内に、自動車税 (鉦区税) 軽減申請書 (別記様式第70号) を所長に提出しなければならない。

(滞納処分に関する文書の様式)

第43条 徴収金の滞納処分について、次の表の左欄に掲げる文書は、同表の中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

[略]		
保険等に付されている財産の差押通知書	[略]	
[略]		
不動産等の最高価申込決定の公告	[略]	
[略]		
担保権の引受けの方法による換価申出書	[略]	
[略]		

(法人の県民税に係る更正又は決定の通知等)

第50条 所長は、法第55条第 4 項の規定により法人の県民税に係る更正又は決定の通知をする場合においては、法人県民税・事業税更正・決定 (加算金決定) 通知書 (別記様式第 145 号) によって行わなければならない。この場合において、当該法人が県外に事務所又は事業所を有するときは、法人県民税・事業税に係る課税標準額等の通知 (照会) 書 (別記様式第 146 号) によって遅滞なく関係道府県知事に通知しなければならない。

2 所長は、県外に主たる事務所又は事業所を有し、かつ、県内に従たる事務所又は事業所を有する法人の県民税に係る課税標準額等について、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に照会するときは、法人県民税・事業税に係る課税標準額等の通知 (照会) 書 によって照会しなければならない。

(営業所等設置等の届出)

第51条 [略]

2 前項の届出をした場合において当該営業所等が新たに利子割の申告納入を取り扱う営業所等となるときは、知事は特別徴収義務者番号を定めて所長を経由して特別徴収義務者番号通知書 (別記様式第 147 号の 2) により通知するものとする。ただし、当該営業所等が条例第 4 条第 3 項の規定に該当する場合にあつては、課税地指定通知書 によって通知するものとする。

3・4 [略]

(県民税に関する文書の様式)

第52条 県民税について、次の表の左欄に掲げる文書は、同表の中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

[略]		
個人県民税徴収取扱費計算書	条例第29条第1項	[略]

<p>[略]</p> <p>県民税利子割更正・決定 (加算金決定) 通知書</p> <p>県民税配当割更正・決定 (加算金決定) 通知書</p> <p>県民税株式等譲渡所得割更正・決定 (加算金決定) 通知書</p> <p>法第71条の11第4項、<u>第71条の14第4項及び第71条の15第4項</u></p> <p>法第71条の32第4項、<u>第71条の35第5項及び第71条の36第4項</u></p> <p>法第71条の52第4項、<u>第71条の55第5項及び第71条の56第4項</u></p>	<p>[略]</p> <p>県民税利子割更正・決定 (加算金決定) 通知書</p> <p>県民税配当割更正・決定 (加算金決定) 通知書</p> <p>県民税株式等譲渡所得割更正・決定 (加算金決定) 通知書</p> <p>法第71条の11第4項、<u>第71条の14第6項及び第71条の15第5項</u></p> <p>法第71条の32第4項、<u>第71条の35第7項及び第71条の36第5項</u></p> <p>法第71条の52第4項、<u>第71条の55第7項及び第71条の56第5項</u></p>
<p>(法人の事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知)</p>	<p>(法人の事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知)</p>
<p>第53条の3 [略]</p>	<p>第53条の3 [略]</p>
<p>2 所長は、政令第24条の3第6項又は第24条の4第6項の規定によって通知する場合においては、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書(別記様式第144号の2)によってしなければならない。</p>	<p>2 所長は、政令第24条の3第6項又は第24条の4第6項の規定によって通知する場合においては、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書によってしなければならない。</p>
<p>(法人の事業税に係る更正又は決定の通知等)</p>	<p>(法人の事業税に係る更正又は決定の通知等)</p>
<p>第53条の4 所長は、法第72条の42の規定によって法人の事業税に係る更正又は決定の通知をする場合においては、法人県民税・事業税更正・決定(加算金決定)通知書(別記様式第145号)によって行わなければならない。この場合において、当該法人が県外に事務所又は事業所を有するときは、<u>法人県民税・事業税課税標準額等通知書(別記様式第146号)</u>によって遅滞なく関係道府県知事に通知しなければならない。</p>	<p>第53条の4 所長は、法第72条の42の規定により法人の事業税に係る更正又は決定の通知をする場合においては、法人県民税・事業税更正・決定(加算金決定)通知書によって行わなければならない。この場合において、当該法人が県外に事務所又は事業所を有するときは、<u>法人県民税・事業税に係る課税標準額等の通知(照会)書</u>によって遅滞なく関係道府県知事に通知しなければならない。</p>
<p>2 所長は、県外に主たる事務所又は事業所を有し、かつ、県内に従たる事務所又は事業所を有する法人の事業税に係る課税標準額等について、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に照会するときは、<u>法人県民税・事業税課税標準額等照会書(別記様式第146号)</u>によって照会しなければならない。</p>	<p>2 所長は、県外に主たる事務所又は事業所を有し、かつ、県内に従たる事務所又は事業所を有する法人の事業税に係る課税標準額等について、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に照会するときは、<u>法人県民税・事業税に係る課税標準額等の通知(照会)書</u>によって照会しなければならない。</p>
<p>3 所長は、法第72条の46第4項の規定によって法人の事業税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第72条の47第4項の規定による重加算金額の決定の通知をするときは、<u>第1項前段の通知書</u>によって通知しなければならない。</p>	<p>3 所長は、法第72条の46第6項の規定により法人の事業税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第72条の47第5項の規定による重加算金額の決定の通知をするときは、<u>法人県民税・事業税更正・決定(加算金決定)通知書</u>によって通知しなければならない。</p>
<p>(不動産取得税の減免の対象となる法人)</p>	<p>(不動産取得税の減免の対象となる法人)</p>
<p>第55条の2 [略]</p>	<p>第55条の2 [略]</p>
<p>2 条例第40条の2第4号に規定する規則で定める者は、県が出資する鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条第1項の<u>免許</u>を受けた法人で、日本国有鉄道改革法等施行法(昭和61年法律第93号)附則第23条第8項の認定を受けたものとする。</p>	<p>2 条例第40条の2第4号に規定する規則で定める者は、県が出資する鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条第1項の<u>許可</u>を受けた法人で、日本国有鉄道改革法等施行法(昭和61年法律第93号)附則第23条第8項の認定を受けたものとする。</p>
<p>(不動産取得税の減免)</p>	<p>(不動産取得税の減免)</p>
<p>第55条の3 [略]</p>	<p>第55条の3 [略]</p>
<p>2～4 [略]</p>	<p>2～4 [略]</p>
<p>5 <u>前4項</u>の規定により不動産取得税の減免を受けようとする者は、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の納期限までに、不動産取得税減免申請書(別記様式第156号の2)に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて、所長に提出しなければならない。</p>	<p>5 <u>前各項</u>の規定により不動産取得税の減免を受けようとする者は、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の納期限までに、不動産取得税減免申請書(別記様式第156号の2)に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて、所長に提出しなければならない。</p>
<p>6 [略]</p>	<p>6 [略]</p>
<p>(不動産取得税に関する文書の様式)</p>	<p>(不動産取得税に関する文書の様式)</p>
<p>第56条 不動産取得税について、次の表の左欄に掲げる文書は中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は<u>それぞれ右欄</u>に定めるところによる。</p>	<p>第56条 不動産取得税について、次の表の左欄に掲げる文書は、<u>同表の中欄</u>の規定を適用する場合に用い、その様式は、<u>それぞれ同表の右欄</u>に定めるところによる。</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

不動産取得税徴収猶予申告書	条例第41条から第41条の6まで及び条例附則第10条の2	[略]
[略]		
不動産取得税徴収猶予許可(不許可)通知書	法第15条第4項	[略]

(県たばこ税に関する文書の様式)

第56条の4 県たばこ税について、次の表の左欄に掲げる文書は、同表の中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、同表の右欄の定めるところによる。

県たばこ税更正・決定(加算金決定)通知書	法第74条の20第4項、第74条の23第4項及び第74条の24第4項	[略]
----------------------	------------------------------------	-----

(ゴルフ場利用税に関する文書の様式)

第62条 ゴルフ場利用税について、次の表の左欄に掲げる文書は、同表の中欄の規定を適用する場合に用い、その様式はそれぞれ同表の右欄の定めるところによる。

[略]		
ゴルフ場利用税更正・決定(加算金決定)通知書	法第87条第4項、第90条第4項及び第91条第4項	[略]

(自動車取得税の徴収猶予の申請手続)

第64条 法第125条第2項の規定により徴収猶予の申請をしようとする者は、自動車取得税徴収猶予申告書(別記様式第173号)に当該事実を証明する書類を添えて宮崎県税・総務事務所に提出しなければならない。

(自動車取得税に係る更正又は決定の通知等)

第66条 宮崎県税・総務事務所長は、法第129条第4項の規定によって自動車取得税に係る更正又は決定の通知をする場合は、自動車取得税更正(決定)通知書(別記様式第176号)によって通知しなければならない。

2 宮崎県税・総務事務所長は、法第132条第5項の規定によって自動車取得税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第133条第4項の規定によって重加算金額の決定の通知をするときは、前項の通知書又は自動車取得税過少申告・不申告・重加算金決定通知書(別記様式第177号)によって通知しなければならない。

(軽油引取税に関する文書の様式)

第80条の4 軽油引取税について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用いその様式はそれぞれ右欄の定めるところによる。

[略]		
軽油引取税更正(決定)・加算金決定通知書	法第144条の44第4項、第144条の47第5項及び第144条の48第4項	[略]

(自動車税の非課税の承認申請)

第81条の2 [略]

2 所長は、前項の申請に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税非課税承認(否認)決定通知書(別記様式第194号)によって通知しなければならない。

3 [略]

(自動車税の減免)

不動産取得税徴収猶予申告書	条例第41条から第41条の6まで及び条例附則第10条の2第1項	[略]
[略]		
不動産取得税徴収猶予許可(不許可)通知書	法第15条の2の2	[略]

(県たばこ税に関する文書の様式)

第56条の4 県たばこ税について、次の表の左欄に掲げる文書は、同表の中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、同表の右欄に定めるところによる。

県たばこ税更正・決定(加算金決定)通知書	法第74条の20第4項、第74条の23第6項及び第74条の24第5項	[略]
----------------------	------------------------------------	-----

(ゴルフ場利用税に関する文書の様式)

第62条 ゴルフ場利用税について、次の表の左欄に掲げる文書は、同表の中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

[略]		
ゴルフ場利用税更正・決定(加算金決定)通知書	法第87条第4項、第90条第6項及び第91条第5項	[略]

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予の申告手続)

第64条 法第125条第2項の規定により徴収猶予の申告をしようとする者は、自動車取得税徴収猶予申告書(別記様式第173号)に当該事実を証明する書類を添えて宮崎県税・総務事務所に提出しなければならない。

(自動車取得税に係る更正又は決定の通知等)

第66条 宮崎県税・総務事務所長は、法第129条第4項の規定により自動車取得税に係る更正又は決定の通知をする場合は、自動車取得税更正(決定)通知書(別記様式第176号)によって通知しなければならない。

2 宮崎県税・総務事務所長は、法第132条第6項の規定により自動車取得税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第133条第5項の規定により重加算金額の決定の通知をするときは、自動車取得税更正(決定)通知書又は自動車取得税過少申告・不申告・重加算金決定通知書(別記様式第177号)によって通知しなければならない。

(軽油引取税に関する文書の様式)

第80条の4 軽油引取税について、次の表の左欄に掲げる文書は、同表の中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

[略]		
軽油引取税更正(決定)・加算金決定通知書	法第144条の44第4項、第144条の47第6項及び第144条の48第5項	[略]

(自動車税の非課税の承認申請)

第81条の2 [略]

2 所長は、前項の申請に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税非課税承認(否認)通知書(別記様式第194号)によって通知しなければならない。

3 [略]

(自動車税の減免)

第84条の3 [略]
 2～4 [略]
 5 所長は、第3項の申請に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税減免承認（否認）決定通知書（別記様式第196号の3）によって通知しなければならない。

6 [略]
 （自動車税の納付義務免除の申告等）
 第84条の5 法第11条の9第2項の規定により自動車税の納付義務の免除を受けようとする者は、同項の規定に該当することとなった日から30日以内に、自動車税納付義務の免除申告書（別記様式第196号の4）に、納付義務の免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、所長に提出しなければならない。

2 [略]
 （鉦区税の申告書の様式）

第85条 条例第68条に規定する鉦区税の申告書は、別記様式第197号による。

（大規模償却資産の価格等の決定通知等）
 第90条 知事は、法第743条第1項の規定によって、大規模償却資産の価格等及び固定資産税の課税標準となるべき金額を納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知する場合には、大規模償却資産の価格等の通知書（別記様式第202号）によって行うものとする。

2 知事は、法第743条第2項の規定によって決定した価格等を修正した場合においては、その修正した後の価格等及び固定資産の課税標準となるべき金額を納税義務者又は当該償却資産の所在地の市町村長に通知する場合には、前項の通知書に修正の理由を記載して通知するものとする。

様式第36号（その1）（第22条の2関係）

[略] 付

受	印	[略]	
県税・総務事務 所長 殿		氏名又は 代表者氏名	Ⓜ
年 月 日			
[略]			

[略]
 様式第36号（その2）（第22条の2関係）

[略]

住 所

名 称 Ⓜ
 （特別徴収義務者番号）

[略]

更正の請求の対象となる申告の内容			
区 分	特定配当等の種類	課税標 準額	税 額
	[略]		
	公募証券投資信託等の配 当等	[略]	
更正の	特定投資法人の投資口の	円	円

第84条の3 [略]
 2～4 [略]
 5 所長は、第3項の申請に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税減免承認（否認）通知書（別記様式第196号の3）によって通知しなければならない。

6 [略]
 （自動車税の納付義務免除の申告等）
 第84条の5 法第11条の9第2項の規定により自動車税の納付義務の免除を受けようとする者は、同項の規定に該当することとなった日から30日以内に、自動車税納付義務免除申告書（別記様式第196号の4）に、納付義務の免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、所長に提出しなければならない。

2 [略]
 （鉦区税の申告書の様式）

第85条 条例第68条第1項に規定する鉦区税の申告書は、別記様式第197号による。

（大規模償却資産の価格等の決定通知等）
 第90条 知事は、法第743条第1項の規定により、大規模償却資産の価格等及び固定資産税の課税標準となるべき金額を納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知する場合には、大規模償却資産の価格等通知書（別記様式第202号）によって行うものとする。

2 知事は、法第743条第2項の規定によって決定した価格等を修正した場合においては、その修正した後の価格等及び固定資産の課税標準となるべき金額を納税義務者又は当該償却資産の所在地の市町村長に通知する場合には、大規模償却資産の価格等通知書に修正の理由を記載して通知するものとする。

様式第36号（その1）（第22条の2関係）

[略] 付

受	印	[略]	
県税・総務 事務所 所長 殿	請 求 者	氏名又は 代表者氏名	Ⓜ
年 月 日		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	
[略]			

[略]
 様式第36号（その2）（第22条の2関係）

[略]

所 在 地
 名称及び
 代表者の氏名 Ⓜ
 （特別徴収義務者番号）
 法人番号

[略]

更正の請求の対象となる申告の内容			
区 分	特定配当等の種類	課税標 準額	税 額
	[略]		
	投資信託でその設定に係 る受益権の募集が公募に より行われたものの収益 の分配	[略]	
更正の	特定投資法人の投資口の	円	円

金融機関名	銀行	預金種目	1 当座	口座番号	口座名義
	信用金庫		2 普通		
	支店		3 納税準備		
	信用組合		4 別段		
			5 その他		

様式第37号 (第23条関係)

[略]

[略]	委任欄	[略]
フリガナ 氏名 (名称)	私は、右記の者を代理人と定め、納税証明書の請求及び受領に関する権限を委任します。	[略]
	(同意の印)	印

※ 法人の場合は、代表者名まで記載し、代表者印を押印してください。

※ 代理人が請求する場合は、委任状が必要です。ただし、委任欄を利用する場合は不要です。

[略]
請求事項

[略]

証明書の使用目的 [略]

<input type="checkbox"/> 入札参加資格	<input type="checkbox"/> 経営審査	<input type="checkbox"/> 建設業許可(申請・更新・変更)	[略]
<input type="checkbox"/> 県営住宅入居	<input type="checkbox"/> 補助金申請()		
<input type="checkbox"/> その他()			

[略]
※ 県税・総務事務所使用欄

[略]	[略]
	(本人確認欄)
[略]	
識別番号等	<input type="checkbox"/> 委任状

様式第67号 (第28条関係)

個人事業税
狩 獵 税 免 除 申 請 書

様式第70号 (第30条関係)

自動車税
鉦 区 税 軽 減 申 請 書

[略]	住(居)所
-----	-------

金融機関名	銀行・農協 金庫・その他	店 所 金融機 関コード	支店 コード
	()		
預金種別	1 普通預金(総合口座を含む。)	口座番号	
	2 当座預金 4 貯蓄預金 9 その他		
口座名義	(全てカタカナで記載)		

様式第37号 (第23条関係)

[略]

[略]	委任欄	[略]
フリガナ 氏名 (法人にあ っては、名 称及び代表 者の氏名)	私は、右記の者を代理人と定め、納税証明書の請求及び受領に関する権限を委任します。	[略]
	(同意の印)	印
	法人は代表者印	
	個人は委任者本人の印	
	法人は代表者印	

(注意)

1 個人が本人請求する場合は、本人が氏名を自署することにより、押印を省略できます。

2 法人の場合は、代表者名まで記載し、法務局に登録している代表者印を押印してください。

3 委任による請求の場合は、委任状が必要です。ただし、委任欄を使用する場合は不要です。

4 内容の確認のため、納税者本人に電話確認をさせていただく場合がありますので、日中に連絡のとれる納税者本人の電話番号を記入してください。

[略]
請求事項 (証明が必要な税目に☑を付け、実績年月等を記入してください。)

[略]

証明書の使用目的 [略]

<input type="checkbox"/> 入札参加資格	<input type="checkbox"/> 経営審査	<input type="checkbox"/> 建設業許可	[略]
<input type="checkbox"/> 県営住宅入居	<input type="checkbox"/> 確定申告	<input type="checkbox"/> 補助金申請()	
<input type="checkbox"/> 融資	<input type="checkbox"/> 酒類販売業免許申請	<input type="checkbox"/> その他()	

[略]
※ 県税・総務事務所使用欄

[略]	[略]
	(本人確認欄) <input type="checkbox"/> 本人請求 <input type="checkbox"/> 代理人請求
[略]	
識別番号等	<input type="checkbox"/> 委任状
特記事項	

様式第67号 (第28条関係)

個人事業税(狩獵税)免除申請書

様式第70号 (第30条関係)

自動車税(鉦区税)軽減申請書

[略]	住(居)所
-----	-------

納 税 者	氏 名						㊟
	[略]						
軽減を受 ける税額	年 度	年税 額	納期 限	税 額	軽減の対象 となる税額	軽減 割合	軽減を受 ける税額
		円	・	円	円	$\frac{1}{2}$	円
損 害 額 証 明 書							
被害の 状 況	被害前 の価額 ①	被害後 の価額 ②	損 害 額 ①-② ③	保険金等に より補てん された金額 ④		[略]	
[略]							

様式第 145号 (第50条、第53条の 4 関係)

[略]

事 業 税	区 分	課税標準額 (総 額)	本 県 分		
			課税標 準額	税率	税 額
	[略]				
	既に納付の確定し た事業税額 (税額控除を含む 。)				円

申 請 者	(所在地)						
	氏 名						㊟
	(名称及び代 表者の氏名)						
	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)						
[略]							
軽減を受 ける税額	年 度	年税 額	納期 限	税 額	軽減の対象 となる税額	軽減 割合	軽減を受 ける税額
		円	・	円	円	$\frac{1}{2}$	円
登録番号							
鑑							
損 害 額 証 明 書							
被害の 状 況	被害前 の価額 ①	被害後 の価額 ②	損 害 額 ①-② ③	保険金等に より補填さ れた金額 ④		[略]	
[略]							

(注意)

還付金について、口座振替による還付を希望される場合は、下欄に希望振替口座を記入するとともに、通帳中の口座番号及び口座名義(読み仮名表示を含む。)を確認できる部分の写しを添付してください。ただし、口座名義は債権者のものに限りま。

金融機関名	銀行・農協 金庫・その他 ()	店 所	金融機 関コード	支店 コード
預金種別	1 普通預金(総合口座を含む) 2 当座預金 4 貯蓄預金 9 その他		口座番号	
口座名義	(全てカタカナで記載)			

(市町村長の証明を省略する際に必要な書類等)

損害額証明書の市町村長の証明については、市町村長の発行する罹災証明書及び以下に掲げる書類の添付をもって省略することができます。

- 被災自動車が一部破損した場合は、修理業者の領収書並びに明細書で登録番号、修理内容及び修理日が分かるもの
- 被災自動車が滅失し、又は全損した場合は、抹消登録証明書、自動車登録番号標返納書又は解体証明書
- 保険会社等が発行する書類で保険金等により補填された金額が分かるもの

様式第 145号 (第50条、第53条の 4 関係)

[略]

事 業 税	区 分	課税標準額 (総 額)	本 県 分		
			課税標 準額	税率	税 額
	[略]				
	平成27年改正法附 則第 8 条又は第 9 条の控除額				円
	事業税の特定寄付 金税額控除額				円
	既に納付の確定し た事業税額				円

[略]	[略]	[略]	[略]
地方法人特別税	[略]	円	
	既に納付の確定した地方法人特別税額		
	差 引 税 額		③ 円

(税額控除を含む 。)	[略]	[略]	[略]
地方法人特別税	[略]	円	差引 ③ 円 税額
	地方法人特別 税既確定額		

加 算 金	決定の理由	区 分	加算金 対象税 額 (法人事 業税及び 地方法人 特別税)	率	決定額
	申告期限内に確定申告若しくは修正申告をしなかったこと又は更正・決定されたことによる不申告、過少申告加算金の決定。前述の場合に仮装、隠ぺいした所得等がある場合の重加算金の決定。				
			千円	%	円
			計		④ 円
			千円	%	円
			計		⑤ 円
			千円	%	円
			計		⑥ 円

加 算 金	決定の理由	区 分	加算金 対象税 額	率	決定額
	申告期限内に確定申告若しくは修正申告をしなかったこと又は更正・決定されたことによる不申告、過少申告加算金の決定。前述の場合に仮装、隠蔽した所得等がある場合の重加算金の決定。				
			千円	%	円
			計④		円
			千円	%	円
			計⑤		円
			千円	%	円
			計⑥		円

指 定 納 期 限	年 月 日	納付す べき額 ①～⑥ を加算	[略]
-----------	-------	--------------------------	-----

指 定 納 期 限	年 月 日	納付す べき額 ①～⑤ を加算	[略]
-----------	-------	--------------------------	-----

(注意) 1 不足税額等については、別添の納付書によって指定納期限までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は県内の県税・総務事務所で納付してください(差引税額については、法の規定により計算した金額に相当する延滞金に加算されます。)

2 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。

3 処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる

(注意) 1 不足税額等については、別添の納付書によって指定納期限までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は県内の県税・総務事務所で納付してください(差引税額については、法の規定により計算した金額に相当する延滞金に加算されます。)

2 平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額は、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第8条第2項から第5項まで及び第9条第2項から第5項までの規定による控除額をいいます。

3 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。

4 処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がない

著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 148号の 3 (第52条関係)

受 付 印	県民税徴収取扱費計算書
[略]	宮崎県税条例第29条の規定により、下記のとおり提出します。
[略]	[略]
[略]	[略]

様式第 161号の 2 (第56条関係)

[略]
地方税法附則第12条第2項の規定において準用する租税特別措置法第70条の4第26項の規定により、下記のとおり不動産取得税の再徴収猶予をされたく届け出ます。
[略]

様式第 161号の 4 (第56条関係)

[略]
さきに賦課決定しました 年度不動産取得税（課税番号第 号）について、下記のとおり徴収猶予の許可（不許可）を行いましたので地方税法第15条第4項の規定により通知します。
[略]

様式第 171号 (第62条関係)

ゴルフ場利用税更正（決定）・加算金決定通知書

[略]	申 告 者	氏 名 (名 称)	㊟
[略]			

様式第 174号 (第65条関係)

[略]	申 請 者	氏 名 (名 称)	㊟
[略]			

様式第 196号の 4 (第84条の5 関係)

[略]	申 告 者	氏 名 (名 称)	㊟
[略]			

とき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 148号の 3 (第52条関係)

受 付 印	個人県民税徴収取扱費計算書
[略]	宮崎県税条例第29条第1項の規定により、下記のとおり提出します。
[略]	[略]
[略]	[略]

様式第 161号の 2 (第56条関係)

[略]
地方税法附則第12条第2項の規定において準用する租税特別措置法第70条の4第27項の規定により、下記のとおり不動産取得税の再徴収猶予を受けたいので届け出ます。
[略]

様式第 161号の 4 (第56条関係)

[略]
さきに賦課決定しました 年度不動産取得税（課税番号第 号）について、下記のとおり徴収猶予の許可（不許可）を行いましたので地方税法第15条の2の2の規定により通知します。
[略]

様式第 171号 (第62条関係)

ゴルフ場利用税更正・決定（加算金決定）通知書

[略]	申 告 者	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	㊟
[略]		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	
[略]			

様式第 174号 (第65条関係)

[略]	申 請 者	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	㊟
[略]		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	
[略]			

様式第 196号の 4 (第84条の5 関係)

[略]	申 告 者	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	㊟
[略]			

名 称	所 在 地	指定年月日
福重 福一 (福重鍼灸院)	児湯郡川南町大字平田 2373-3	平成28年10月19日
上山 龍秋 (フレアス在宅マ ッサージ都城拠点)	都城市下川東2丁目33 40 ガーデンSK 101 号	平成28年10月24日

宮崎県告示第 715号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定居宅サ ー ビ ス 業 者		指定居宅サ ー ビ ス 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4560290340	在宅リハビリ訪問 看護ステーション TOMO都城	宮崎県都城市神之 山町1790-3	株式会社Huma n Loop	福岡県福岡市博多 区古門戸町9番12 -201号	平成28年9月1日	訪問看護
4570203945	訪問介護事業所わ かば	宮崎県都城市上長 飯町2691	社会福祉法人大淀 福祉会	宮崎県都城市上長 飯町2687番地1	平成28年9月1日	訪問介護
4570203952	よかこ鷹尾	宮崎県都城市鷹尾 一丁目25街区61号	株式会社F&Kウ ェルフェアサー ビス	宮崎県都城市蓑原 町2969番地5	平成28年9月1日	通所介護
4570203960	カクレミノデイサ ービス	宮崎県都城市梅北 町8965番1	SHINカンパニ ー合同会社	鹿児島県曾於市末 吉町上町四丁目9 番地3	平成28年9月1日	通所介護
4570302556	訪問介護事業所ふ じ	宮崎県延岡市柳沢 町2丁目3番1号	株式会社フジエン タープライズ	宮崎県延岡市浜砂 2丁目10番29号	平成28年9月16日	訪問介護
4570203978	デイサービスかわ せみ	宮崎県都城市上川 東四丁目2号8番 地	合同会社みらい	宮崎県都城市上川 東四丁目7号3番 地	平成28年9月20日	通所介護

宮崎県告示第 716号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定居宅介 護支 援 所		指定居宅介 護支 援 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570700510	居宅介護支援セン ターさくら	宮崎県串間市西方 7262-3 前田コ ーポ 202号室	医療法人SAKU RA	鹿児島県志布志市 志布志町志布志12 90-1	平成28年9月1日	居宅介護支援
4570800724	居宅介護支援事業 所 喜びの家	宮崎県西都市上三 財字中村5700番地 3	株式会社喜びの家	宮崎県宮崎市神宮 町 472番地 3	平成28年9月30日	居宅介護支援

宮崎県告示第 717号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4560290027	藤元総合訪問看護ステーション	宮崎県都城市早鈴町17街区1号	一般社団法人藤元メディカルシステム	宮崎県都城市早鈴町17街区1号	平成28年9月1日	介護予防訪問看護
4560290340	在宅リハビリ訪問看護ステーションTOMO都城	宮崎県都城市神山町1790-3	株式会社Human Loop	福岡県福岡市博多区古門戸町9番12-201号	平成28年9月1日	介護予防訪問看護
4570203945	訪問介護事業所わかば	宮崎県都城市上長飯町2691	社会福祉法人大淀福祉会	宮崎県都城市上長飯町2687番地1	平成28年9月1日	介護予防訪問介護
4570203952	よかところ鷹尾	宮崎県都城市鷹尾一丁目25街区61号	株式会社F&Kウェルフェアサービス	宮崎県都城市蓑原町2969番地5	平成28年9月1日	介護予防通所介護
4570302556	訪問介護事業所ふじ	宮崎県延岡市柳沢町2丁目3番1号	株式会社フジエンタープライズ	宮崎県延岡市浜砂2丁目10番29号	平成28年9月16日	介護予防訪問介護
4570203978	デイサービスかわせみ	宮崎県都城市上川東四丁目2号8番地	合同会社みらい	宮崎県都城市上川東四丁目7号3番地	平成28年9月20日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 718号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570301988	ケアホーム桜	宮崎県延岡市北浦町宮野浦 453番地	合同会社ライフサポートムサン	宮崎県延岡市北浦町宮野浦 453番地	平成28年9月17日	訪問介護
4570301145	若葉荘指定訪問介護事業所	宮崎県延岡市土々呂町6丁目3028-9	社会福祉法人みのり会	宮崎県延岡市岡元町 630番地1	平成28年9月30日	訪問介護

宮崎県告示第 719号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4571800020	特別養護老人ホーム美穂の里	宮崎県小林市須木下田1152	社会福祉法人そうあい	宮崎県小林市須木下田1152	平成28年9月1日	介護予防通所介護
4570301988	ケアホーム桜	宮崎県延岡市北浦町宮野浦 453番地	合同会社ライフサポートムサン	宮崎県延岡市北浦町宮野浦 453番地	平成28年9月17日	介護予防訪問介護
4570202822	デイサービス神之小町	宮崎県都城市神山町1927番地7	合同会社みらい	宮崎県都城市上川東四丁目7号3番地	平成28年9月19日	介護予防通所介護

4571700956	デイサービスリハビリ・らいふ	宮崎県北諸県郡三股町稗田40番地13	株式会社リハビリ・らいふ	宮崎県北諸県郡三股町宮村2825番地1	平成28年9月30日	介護予防通所介護
4570301145	若葉荘指定訪問介護事業所	宮崎県延岡市土々呂町6丁目3028-9	社会福祉法人みのり会	宮崎県延岡市岡元町 630番地 1	平成28年9月30日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 720号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4551900055	放課後等デイサービス麦わらぼうし	東諸県郡国富町大字竹田 228-7	社会福祉法人エデンの園	東諸県郡国富町大字三名字初田2621番地5	平成28年11月1日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 721号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
上町おおた薬局	都城市	薬局	平成28年11月1日
みんなの薬局都城	都城市	薬局	平成28年11月1日

宮崎県告示第 722号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字木浦木5740-1、5740-22、5740-23、6033-3、6033-12、6033-13、6038-6、6038-13、6038-17、6038-24、6038-28
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字木浦木5740-23（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 723号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字木浦木5941-27、5941-29、5941-37、5941-39、5941-40、5941-45、5941-59、5941-64、5941-128、5941-132、5941-147、5941-149、5941-151、5941-168、5941-189、5941-191
 - 2 指定の目的 水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 724号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字竹之元
500-9、500-192 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字竹之元 500-19（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 725号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字崩之平
620-7、字山中 624-2、624-62 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字崩之平 620-7・字山中 624-2・624-6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 726号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町五丁目字西原1903-3
、1903-4、字御手洗1944-1、1944-2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 727号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡綾町大字南保字田平4344
・4345・4350・4351（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字田平4345・4349・4350（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 728号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字小川字沢水 1
43-2、162

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字沢水 143-2・162（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 729号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字栗林2423-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字栗林2423-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 730号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 小林市野尻町東麓字大平山5817-1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養

- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 731号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年11月10日から平成28年11月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年11月10日

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 503号	東臼杵郡諸塚村大字家代字榎木谷2472番2地先から同郡同村同大字同字2470番1地先まで	旧	10.9～16.9	40.5
				新	10.1～13.2	40.5

宮崎県告示第 732号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年11月10日から平成28年11月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延岡線	延岡市中川原町5丁目5700番7地先から同市同町5丁目5444番7地先まで	旧	6.8～13.5	573.0
				新	11.8～24.4	573.0

宮崎県告示第 733号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 西寺地区

- (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線により囲まれた土地の区域

- (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	日南市大字萩之嶺字福田 432-3
2	“ “ 字東原2910-1
3	“ “ “ 2908
4	“ “ “ 2909
5	“ “ “ 2895-1

6	”	”	”	2900					
7	”	”	”	2898					
8	”	”	”	字西ノ原3132地先法定外公共物（道路）					
9	”	”	”	3127-1地先法定外公共物（道路）					
					10	”	”	”	3122-4
					11	”	”	”	3124-1
					12	”	”	”	字福田 509
					13	”	”	”	434-2地先法定外公共物（水路）

宮崎県告示第 734号

臨港地区内の分区の指定（昭和40年宮崎県告示第 172号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>6 日向延岡新産業都市計画臨港地区細島港臨港地区の分区</p> <p>(1) 商港区（別紙図面赤色の部分） 日向市竹島町の一部、船場町の一部、大字日知屋字新開、字堀川、字大浜、字畑浦、字西ノ原、字越ノ元及び字片ヶ浜の各一部並びに大字細島字地藏町及び字八坂町の各一部</p> <p>(2) 工業港区（別紙図面青色の部分） 日向市竹島町の一部、船場町の一部並びに大字日知屋字新開、字堀川、字畑浦及び字貞平開の各一部</p> <p>(3) 漁港区（別紙図面紫色の部分） 日向市大字日知屋字大浜の一部並びに大字細島字八坂町、字八幡町及び字伊勢町の各一部</p> <p>(4) 保安港区（別紙図面黄色の部分） 日向市大字日知屋字畑浦及び字新開の各一部</p>	<p>6 日向延岡新産業都市計画臨港地区細島港臨港地区内の分区</p> <p>(1) 商港区（別紙図面赤色の部分） 日向市竹島町の一部、船場町の一部、大字日知屋字新開、字堀川、字大浜、字畑浦、字西ノ原、字越ノ元及び字片ヶ浜の各一部並びに大字細島字地藏町及び字八坂町の各一部</p> <p>(2) 工業港区（別紙図面青色の部分） 日向市竹島町の一部、船場町の一部並びに大字日知屋字新開、字堀川、字畑浦及び字貞平開の各一部</p> <p>(3) 漁港区（別紙図面紫色の部分） 日向市大字日知屋字大浜の一部並びに大字細島字八坂町、字八幡町及び字伊勢町の各一部</p> <p>(4) 保安港区（別紙図面黄色の部分） 日向市大字日知屋字畑浦及び字新開の各一部</p> <p>(5) 修景厚生港区（別紙図面緑色の部分） 日向市大字日知屋字畑浦及び字八幡ノ元の各一部</p>

（「別紙図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 735号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所及び日向市建設部都市政策課において公衆の縦覧に供する。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更
- 都市計画を変更した土地の区域
日向市 大字日知屋 字畑浦、字西ノ原の各一部
竹島町の一部

宮崎県告示第 736号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所及び日向市建設部都市政策課において公衆の縦覧に供する。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画臨港地区細島港臨港地区
- 都市計画を変更した土地の区域
日向市 大字日知屋 字畑浦、字西ノ原の各一部
竹島町の一部

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、樺山土地改良区（三股町）の役員の就退任について次のとおり届出があった。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	大 村 昭 一	三股町大字樺山3612番地 1
理 事	政 野 睦 己	三股町大字樺山 384番地
理 事	蔵 元 順 市	三股町大字樺山 179番地
理 事	中 原 昭 一	三股町大字樺山3143番地 1

理 事	原 田 順 一	三股町大字樺山3134番地 2
理 事	中 内 虎 美	三股町大字樺山2732番地 1
理 事	西 村 好 宗	三股町大字樺山1266番地 1
理 事	上 石 利 美	三股町大字樺山 610番地
理 事	山 元 幸 一	三股町大字樺山3515番地
理 事	小 牧 数 弘	三股町大字長田 207番地 6
監 事	下 石 昭 廣	三股町大字樺山1186番地 2
監 事	出 水 茂	三股町大字樺山 267番地
監 事	上 水 広 志	三股町大字樺山1409番地

(任期：平成30年10月 8 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	大 村 昭 一	三股町大字樺山3612番地 1
理 事	政 野 睦 己	三股町大字樺山 384番地
理 事	蔵 元 順 市	三股町大字樺山 179番地
理 事	中 原 昭 一	三股町大字樺山3143番地 1
理 事	原 田 順 一	三股町大字樺山3134番地 2
理 事	中 内 虎 美	三股町大字樺山2732番地 1
理 事	西 村 好 宗	三股町大字樺山1266番地 1
理 事	上 石 利 美	三股町大字樺山 610番地
理 事	山 元 幸 一	三股町大字樺山3515番地
理 事	小 牧 数 弘	三股町大字長田 207番地 6
監 事	出 水 安 美	三股町大字樺山 266番地
監 事	出 水 茂	三股町大字樺山 267番地
監 事	中 内 勇 一	三股町大字樺山1297番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高城東水流土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 島 正 美	都城市上水流町 913番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大島堰土地改良区（串間市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 辺 健 二	串間市大字西方5885番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、畝倉地区県営土地改良事業（えびの市、県営畑地帯総合整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年11月10日から平成28年12月 9 日まで

3 縦覧場所

えびの市役所

4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 落札に係る物品等の名称及び数量

MALDI-TOF-MS微生物同定システム 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号

3 落札者を決定した日

平成28年10月20日

- | | |
|---|---|
| 4 | 落札者の氏名及び住所
株式会社新興精機宮崎営業所 宮崎市まなび野 2 丁目37番 5 |
| 5 | 落札金額
38,880,000円 |
| 6 | 一般競争入札の公告を行った日
平成28年 9 月 8 日 |

--	--